

平成 21 年 8 月 3 日に公布されました「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」により、平成 23 年 8 月 1 日以降は取引金額の 4%以上（レバレッジ 25 倍以下）の証拠金の預託を受けることが義務づけられます。

上記により当社としましては以下のとおりの対応を実施いたしますので、ご確認ください。

### ■MATRIX TRADER をご利用のお客様（個人のお客様）

現在、毎週金曜日から翌木曜日までの終値の最高値の想定元本に 2%を乗じた金額（100 円未満切り上げ）を翌々週の必要証拠金額としておりますが、平成 23 年 8 月 1 日以降は、毎週金曜日から翌木曜日までの終値の最高値の想定元本に 4%を乗じた金額（100 円未満切り上げ）を翌々週の必要証拠金額とします。

以下、算出方法の具体例です。

#### （例 1）USDJPY の場合

曜日	算出期間						—			適用期間					
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
終値	80.360	—	—	80.109	80.108	79.884	80.270(※)	—	—	—	←————→				

算出期間中の終値のうち最も高いレートは金曜日の 80.360 円。80.360 円×1,000 通貨×4%=3214.4 円

100 円未満を切上げて適用期間の 1Lot あたりの必要証拠金は、3,300 円となります。

#### （例 2）GBPJPY の場合

曜日	算出期間						—			適用期間					
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
終値	131.520	—	—	131.054	131.750	131.041	131.790	—	—	—	←————→				

算出期間中の終値のうち最も高いレートは木曜日の 131.790 円。131.790 円×1,000 通貨×4%=5,271.6 円

100 円未満を切上げて適用期間の 1Lot あたりの必要証拠金は、5,300 円となります。

#### （例 3）GBPUSD の場合

曜日	算出期間						—			適用期間					
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
終値	1.64275	—	—	1.63588	1.63669	1.64031	1.64460	—	—	—	←————→				

算出期間中の終値のうち最も高いレートが木曜日の 1.64460 ドル。1.64460 ドル×1,000 通貨×4%=65.784 ドル

65.784 ドルを円換算するため、同日（木曜日）の USDJPY の終値【（例 1）木曜日の終値 80.270(※)円】で計算。

65.784 ドル×80.270 円=5,280.481 円

100 円未満を切上げて適用期間の 1Lot あたりの必要証拠金は、5,300 円となります。

ロスカットにつきましては、現在と同様に有効証拠金が必要証拠金を下回った（証拠金維持率が 100% になった）時点で執行することとします。

■MATRIX TRADER をご利用のお客様（法人のお客様）

MATRIX TRADER ご利用の法人のお客様につきましては、必要証拠金額の決定及びロスカットの執行に関して、現行ルールの変更はございません。

（注記）

※上記における証拠金額は、全て 1 取引単位（1Lot）あたりの証拠金額です。

※現在 25 倍以上のレバレッジでお取引されているお客様は、規制への対応により必要証拠金が増加しロスカットになってしまいますので、ポジションの縮小または入金をしていただく必要がございます。

上記の予定及び仕様は平成 23 年 6 月 13 日現在のものであり、変更が生じた場合は再度お知らせいたします。